

平成24年(ワ)第213号 損害賠償請求事件
平成25年(ワ)第131号 損害賠償請求事件
平成25年(ワ)第252号 損害賠償請求事件

原告 各訴状添付当事者目録記載のとおり

被告 東京電力株式会社

準備書面(7)

平成26年8月26日

福島地方裁判所いわき支部訴訟係(合議1係) 御中

被告代理人弁護士

同

青木 丈

同

土屋 賢

同

小谷 健太郎

被告は、原告準備書面(15)の1及び準備書面(15)の2に対し、次のとおり、認否反論するとともに、検証の必要性について主張する。なお、略称等については、従前のものを踏襲する。

第1 準備書面(15)の1について

1 同1(1)について

争う。

2 同 (2) について
認否の限りでない。

3 同 (3) について
考え方としては概ね認める。

4 同 (4) について
争う。

5 同 2 (1) について
認否の限りでない。

6 同 (2) について
全体として争う。

7 同 (3) について
争う。

第 2 準備書面 (15) の 2 について

1 同第 1 について
全体として争う。

被告は、原告らに対し、原賠法に基づいて本件事故と相当因果関係がある損害が認められれば、損害賠償義務を負うのであり、違法性及び過失の認定を要しない。この点については、別途具体的な主張を行う予定である。

一部の学者が、平穩生活権ないし人格発達権なる概念を述べていることは認めるが、一般的な考え方であるとは到底いい難い。

本件において、違法性及び過失の認定を要しない以上、これについて認否反論

する必要を認めない。

2 同第2について

全体として争う。

その理由は、これまで提出した準備書面(特に、準備書面(5))で述べたとおりである。

第3 検証の必要性について

準備書面(15)の1及び準備書面(15)の2を拝見しても、検証の必要性は認められない。

その理由は、被告平成25年11月20日付け「検証申立てへの意見書」及び準備書面(4)で述べたとおりである。

また、全国で提起されている同種の他の集団訴訟においても、裁判所が原告らからの検証の申立てを採用した例がないことを付言する。

以上